平成２８年（フ）第８１号
福井県福井市三郎丸２丁目322番地
債務者　優建築工房こと　和田　康一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８４号
福井県鯖江市旭町３丁目３番２号
債務者　高山　典夫
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
山梨県上野原市上野原2317番地６　コーポ上野原　101号
債務者　荒井　行男
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
兵庫県西宮市老松町15番30―104号
債務者　宇井　清司
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４号
広島県呉市内神町20番８号
債務者　笠原　知子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１３３号
千葉県松戸市上本郷618番地の１　マンション第８松戸515号
債務者　太田　令奈
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７５号
千葉県柏市東中新宿３丁目11番６号　ベストハイム東中新宿202号
債務者　小崎　雅美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７６号
千葉県我孫子市新木野３丁目１番16号（101号）　コーポ新木野
債務者　小城　頼斗
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７８号
千葉県柏市藤心５丁目１番７号
債務者　大嶋　弘美（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８８号
千葉県鎌ケ谷市東初富２丁目３番１―206号（初富県営住宅１棟）
債務者　松澤百合人
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９０号
千葉県流山市美原４丁目239番地の１　ＡＨコンフォート201
債務者　石倉　香織
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０４号
千葉県松戸市新松戸１丁目14番地の３　アネックス新松戸101号
債務者　平野　政人
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９号
佐賀県唐津市浜玉町平原乙1748番地２
債務者　岩宗　明奈
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１４０号
埼玉県越谷市伊原２丁目６番７号　サンライズオオサワ第１　301
債務者　三浦　綾子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
埼玉県八潮市八潮６丁目５番地２　グリーンハイツ山田101
債務者　青木　義晴
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
埼玉県越谷市蒲生３丁目４番37号　篠田荘102号、旧住所埼玉県越谷市蒲生旭町１番17号株式会社ヴィルド内３号
債務者　亀　　篤
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係